

令和2年5月7日

保護者の皆様

高津養護学校長

5月11日からの学校の対応について

新緑の候、保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための学校の臨時休業にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染防止を図り、子どもたちの安全・安心を確保するため、本校をはじめすべての県立学校は、4月6日からの臨時休業の期間を5月6日としておりましたが、この度の国の緊急事態宣言延長を受けた県の実施方針により、5月31日まで臨時休業とすることとなりました。別添のとおり、県教育委員会からメッセージがありましたのでお知らせします。

臨時休業が長期に及ぶこととなりますが、学校といたしましても、家庭での学習の充実をはかるとともに、相談窓口を設けるなど対応してまいりますので、引き続き、保護者の皆様にはご理解、ご協力くださいよろしくお願いいたします。

なお、今後国の緊急事態宣言が解除となっても、県内の感染状況を踏まえ、児童・生徒の安全・安心の確保、及び各学校における円滑な教育活動の再開に向けた準備期間を設けます。その後分散登校、時差通学・短縮授業を組み合わせるなどして、段階的に教育活動を再開する予定ですので、あらかじめご承知おきください。

今後の学校の対応について次のようにいたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

1 臨時休業延長について

○臨時休業の期間を5月31日（日）までとします。

2 児童生徒の居場所の利用について

○福祉サービス（放課後等デイサービス等）を利用できない、保護者が就労している等、臨時休業の期間、自宅で一人で過ごすことが難しい児童生徒の居場所を開設しますが、職員も感染拡大防止策を講じる必要があることから、担任が対応するとは限りませんので、ご了承ください。

○本人、および家族に風邪症状等がみられる場合、利用はできません。また、利用を希望される場合、本人やご家族等の体調、近況等を詳しく伺います。ご協力ください。

○利用希望者が多い場合は、感染拡大防止の観点から利用の調整をさせていただきますので、ご希望に添えない場合があります。

(1) 期間・時間

・5/11日（月）～5/28（木）（水、土日を除く）

・10時～12時

・水曜、および午後は、校内全体の感染防止策を講じるため、居場所は開設しません。

(2) 対象者

- ・福祉サービス（放課後等デイサービス等）をやむを得ず利用できない方、かつ、保護者が就労、病気等のため、やむを得ず自宅で児童生徒をみることができない方

(3) 申込み（相談）方法

- ・前日 9 時～12 時までにご相談ください。
- ・電話 本校 044-865-4921
生田東分教室 044-931-1020
川崎北分教室 044-870-1040

(4) 内容

- ・授業は行いません。
- ・スクールバス、給食はありません。学校までの送迎をお願いします。高等部で自力通学ができる方は、自力通学で構いません。

(5) その他

- ・利用前には、昇降口で検温をお願いします。また、マスクの着用にご協力ください。
- ・本人、ご家族の方で感染が判明した場合、または、濃厚接触者に特定された場合、速やかに学校までご連絡ください。

3 その他

○臨時休業期間中、お困りのことがあれば、学校までご連絡ください。

本校 第1職員室 電話 044-865-4921 (平日8:30~17:00) 070-1288-4381 (上記以外)

○家庭学習等の情報は、随時ホームページ上に掲載する予定です。

○今後臨時休業の期間や学校の対応の変更も考えられることにご留意ください。変更があった場合、Eメール、ホームページ等で随時連絡いたします。

○Eメール登録がまだお済みでない方は、速やかにご登録ください。なお、登録されていないご家庭は、学校からのご連絡が遅れる場合があります。あらかじめご承知おきくださいますようお願いいたします。

最後になりますが、ご家庭内におかれましては、引き続き不要不急の外出を控え、健康管理を十分に行なってくださいますよう、よろしくお願いいたします。

問合せ先 教頭 埜崎 電話 044-865-4921(直通) 070-1288-4381
